令和5年

1 1 月農業委員会総会議事録

■日 時	2023年(令和5年) 11月14日(火) 14:30~14:55 反 訳 : 西 都
■場が	和泉市役所 本館 5-A会議室 速記株式会社
■出席者	[農業委員] 計(11名)
(敬称略)	1 西川 文三 2 井阪 武典 3 西辻 達佳 4 飯村 りか 5 紀之定清五郎
(議席順)	6 山口 一美 7 井坂 常典 8 友田 吉春 9 友田 博文 10 辻林 孝幸
	13 森 忠清
	[欠席委員] 計(3名)
	11 福本 敏行 12 仲野 充 14 岡田 如弘
	[事務局] 計(5名)
	藤原美津子 冨永 利幸 仲野 文三 麓 信也 伊藤 真琴
■提出資料	議案書
■議案	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について
	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について

■議事内容

事務局 それでは、ただいまから令和5年11月の委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。 皆さん、こんにちは。お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、誠に 友田会長 ありがとうございます。 それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。 (時節の挨拶) 早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。 本日、委員会に出席されております委員は11名でございます。 事務局 欠席の旨、連絡のありました委員は、11番、福本委員、12番、仲野委員、14 番、岡田委員でございます。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、 本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。 それでは引き続き、友田会長、議事進行、よろしくお願いいたします。 友田会長 本日の議事録署名人には、13番森忠清副会長、1番西川文三委員の御両名にお願 いいたします。 (両委員の承諾あり) 議案書1ページをお願いいたします。 11月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第2号と なっておりますので、よろしくお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件に関する申請を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第1号、1番、山荘町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

事務局の伊藤でございます。

許可を受けようとする土地の所在は、山荘町で、地目は、畑1筆、面積は188 ㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載の とおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の自宅に隣接している位置にあり、徒歩での移動となります。

譲受人はトラクター及び耕運機などを保有しており、農業従事予定日数は300日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「農薬の使用方法、種類などを変更することなく耕作をしますので、周囲への影響を及ぼしません。」とのことです。

続きまして、地区担当の奥村推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に電話で意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で野菜などを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、2番、伏屋町の物件について事務局から説明願います。 議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

事 務 局

許可を受けようとする土地の所在は、伏屋町で、地目は、畑1筆、面積は 1,517㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議 案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から約50m、徒歩約1分の距離に位置しております。

譲受人はトラクターなどを保有しており、農業従事予定日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「近接地に影響がないように営農します。」

とのことです。

続きまして、地区担当の有住推進委員から受けました調査結果報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に会って意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地でジャガイモを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議がないということで、議案第1号、2番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、3番、池田下町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、池田下町で、地目は、田2筆、面積は合わせて260㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から3km、車で15分の距離に位置しております。

譲受人はトラクター及びコンバインなどを保有しており、農業従事予定日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地に支障はないように耕作します。」とのことです。

続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は水稲栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に会って意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稲栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、3番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号、4番、箕形町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、箕形町で、地目は、田1筆、面積は891 ㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載の とおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地は現在、譲受人の拠点となる場所から隣接しており、徒歩約1分の距離に位置しております。

譲受人はトラクター及び田植え機などを保有しており、農業従事予定日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺集落や地元コミュニティーとの関係性に問題はなく営農に際しても協調性を保ちながら励みます。作付や生育時に用いる肥料、薬品類も周囲に影響を及ぼし環境を損なうものの使用予定はございません。」とのことです。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地確認を行い、現在は遊休地の農地であり、譲渡人と譲受人に電話で意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、4番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の 用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定1件に関する申請を、別表のとおり 定めるものといたします。

議案第2号、1番、池田下町の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、池田下町で、地目は、田1筆、面積は231㎡、転用目的、

貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

立地基準につきましては、農用地以外の農地で集団的に存在する農地であるため、 第1種農地と判断されます。

なお、申請地は第1種農地の端に位置しており、転用によって集団農地を分断する おそれがなく、集落に接続して設置される住宅に転用するため、第1種農地の例外規 定に該当いたします。

転用目的は居宅で、借り人は、実家の横に位置し、家族の看護や農業の手伝いをする上で最適である申請地と道路に面した宅地を貸し人である祖父から使用貸借し、居宅に転用するものです。

なお、開発許可が必要な案件であるため、開発の事前協議を行っていることを確認 しており、最終的には農地法と同時許可となります。

続きまして、地区担当の山口委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、休耕地となっており、申請人に確認したところ、申請内容に間違いはないとのことで、調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番については、許可やむを得ずと大阪府に 報告します。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画1件を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号、1番について事務局から説明願います。

事 務 局

事務局の伊藤でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、小野田町で、地目は、田1筆、面積は、965㎡でございます。 貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分 につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の友田吉春委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、現在は保全管理、遊休地の農地であり、貸し手・借り手に電話

で意思確認いたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、1番については許可することに決定いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

議案書8ページをお願いします。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書9ページを御参照ください。

次に、議案書10ページ、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転5件、使用貸借権設定1件を、専決により受理しましたので報告いたします。

議案書11ページを御参照ください。

以上をもちまして、審議は全て終了いたしました。

次に報告案件、その他の案件について、事務局から報告願います。

事務局

事務局の仲野でございます。

その他といたしまして、先月の10月25日に行われました大阪府農業委員会大会 につきましては、お忙しい中、御参加いただきありがとうございました。

当日は御都合が合わず、欠席となられました委員さんにおかれましては、当日の大会にて配付されました資料をお配りさせていただいておりますので、お持ち帰りいただきますようよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

友田会長

報告が終わりました。

この際、皆さん方で何か御質問、御意見ありましたらお伺いしたいと思いますが、 何かございませんか。

西川委員

この専決という意味、教えてください。

友田会長

事務局。

事 務 局

事務局の麓でございます。

専決処分につきましては、通常の申請、許可申請につきましては、農業委員会で委員の皆さんで決定して、許可が決定するものなんですが、今回、専決、市街化区域の届出ですね。報告案件につきましては、委員会に諮る前に内部の事務決裁処理で処理をできること。又、処理した場合には、この次の委員会で報告をするということにな

っておりまして、これを専決処分ということで事務処理してます。

西川委員 それはやっぱり市長がするんですか。

事務局 農業委員会が。

西川委員 委員会の事務局で。

事 務 局 農業委員会会長に決裁していただくということで、専決処分です。

西川委員 わかりました。

事務局 よろしいでしょうか。

西川委員 余計なこと聞きまして。

事務局 これは農業委員会で事務処理することとなっております。

西川委員 わかりました。

友田会長 ほかにございませんか。

推進会議でも話題になりました和泉市在住者で現農業委員、推進委員の「なにわ農業賞受賞者」の講演につきましては、本人の負担とならないよう、事務局と調整の上、対象となります委員さんと協議するということでご了承ください。

いい話、今日はいっぱいありまして。

他にないようですので、事務局でよく検討していただくようにいたしまして、本日 は。

その前に、大阪府の農業大会には本当にありがとうございました。また、続きまして、次のあるときにはよろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会の総会を、お忙しい中、誠にありがとうございました。これ にて終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会時間14時55分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委員